

農地中間管理事業に関する協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等（農業者その他の栄町が適切と認める区域の関係者をいう。）の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年9月10日

栄町長 岡田 正市

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
押付地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成30年9月7日
- 3 1の区域における農業者において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
  - (1) 法人化前の集落営農 2 経営体
  - (2) 法人経営 0 経営体
  - (3) 個人経営 6 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分にいるかどうか  
担い手はいるが、十分とはいえない。
- 5 農業の将来の在り方  
地域農業の中心となる水稻栽培を長期的に行うため、その基幹となる基盤整備事業を行い、圃場の大区画化及び汎用化するとともに、農地の集積を図ることにより、経営規模拡大及び作業の効率化を目指す。
- 6 農地中間管理事業の活用方針
  - (1) 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。
  - (2) 農地の出し手及び受け手のメリットを最大限活かすため、農地集積・農地集約化対策事業費補助金（機構集積協力金）の周知徹底を図りながら、農地中間管理事業へ誘導する。